

官報

号外

昭和三十一年五月十日

○第二十四回 衆議院會議録第四十六号

昭和三十一年五月十日(木曜日)

議事日程 第四十三号

昭和三十一年五月十日

午後一時開議

第一 気象業務法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 農地開発機械公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

●本日の会議に付した案件

日程第一 気象業務法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 農地開発機械公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

出)

午後一時七分開議

○議長(益谷秀次君) これより会議を開きます。

日程第一 気象業務法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 日程第一、気象業務法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員会理事島山鶴吉君。

気象業務法の一部を改正する法律案

気象業務法の一部を改正する法律

気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 雑則(第三十五

条―第四十三条)を「第六章 気象業務(第三十四条―第四十三条)

審議会(第三十四条の二―第三十四条)第三十五条―第四十三条)を「第七章 雑則(第三十四条―第四十三条)

条の六)に改める。

本則中「運輸大臣」を「気象庁長官」に、「中央气象台」を「気象庁」に改める。

第十五条第一項中「日本電信電話公社」の下に、「警察庁」を加え、同条第二項中「日本電信電話公社」の下に、「警察庁及び都道府県」を加える。

第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章 気象審議会

(設置及び権限)

第三十四条の二 気象庁に、気象審議会(以下「審議会」という)を置く。

2 審議会は、気象庁長官の諮問に応じて、第三十条各号に掲げる事項その他気象業務に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに關

し必要と認める事項を關係行政機関に建議する。

(組織)

第三十四条の三 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、学識経験のある者及び關係行政機関の職員のうちから、気象庁長官が任命する。

4 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

5 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第三十四条の四 審議会に、委員の互選による会長を置く。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(部会)

第三十四条の五 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員及び専門委員は、会長が指名する。

(省令への委任)

第三十四条の六 この法律に規定するもののほか、審議会に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第四十一条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「許可を受けた者」の下に「又は第七条第一項の船舶」を加え、「その業務を」それらの行い「気象業務」に改める。

附則

この法律は、昭和三十一年六月一日から施行する。

気象業務法の一部を改正する法律案に対する修正案

気象業務法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「六月一日」を「七月一日」に改める。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔島山鶴吉君登壇〕

○島山鶴吉君 ただいま議題となりました気象業務法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査

昭和三十一年五月十日 衆議院會議録第四十六号 気象業務法の一部を改正する法律案

昭和三十一年五月十日 衆議院會議録第四十六号 通商産業省設置法の一部を改正する法律案外一案

の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、今回中央気象台を改組いたしましたして運輸省の外局とし、気象庁とすることになりましたのに伴い、現行法に所要の改正をしようとするもので、そのおもなる点を申し上げますと、まず第一に、気象業務に関する運輸大臣の任務及び権限を気象庁長官に移譲するため関係規定を整備したこと

であります。第二に、気象庁長官の諸問に及び、気象業務に関する重要事項を調査審議するため、気象庁に気象審議会を設けたことであります。

さて、本法案は、三月二十日日本委員会に付託され、同二十三日政府より提案理由の説明を聴取し、五月八日質疑を終了いたしましたところ、自由民主党山本友一君より、本法案の施行期日六月一日を七月一日に改める旨の修正案が提出されました。

かくて、討論を省略、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決されました。よって、本法案は修正可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました

す。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り決しました。

日程第二 通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

律案(内閣提出)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、日程第二とともに、内閣提出、農林省設置法の一部を改正する法律案を追加して、両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日程第二、通商産業省設置法の一部を改正する法律案、農林省設置法の一部を改正する法律案、右両案を一括し

て議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長山本衆吉君。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十六号の次に次の一号を加える。

第二十一条第二項の表中

桐生繊維製品検査所	桐生市
福島繊維製品検査所	福島県伊達郡川俣町

を改める。

第二十八条第一項の表四国通商産業局の項中「丸亀市」を「高松市」に改める。

第三十九条中「長官官房及び左の四部」を「左の六部」に、「審査第二部」を「審査第三部」に改める。

第四十条(見出しを含む)中「長官官房」を「総務部」に改め、第八号を第十四号とし、第七号の次に次の六号を加える。

八 工業所有権に関する指導並び

二十六の二 工業用水道に関する事務を行うこと。

第九号第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 工業用水道に関すること。

第十条第六号中「(軽工業局の所掌に係ることを除く)」を削る。

第十一条第一号中「及び石材」を削る。

第四十一条を削り、第四十二条を第四十一条とし、第四十三条を削り、第四十一条の次に次の三条を加える。

(審査第二部の事務)

第四十二条 審査第二部において

は、左の事務をつかさどる。

一 農林畜水産物の採取及び加工、運輸、建設並びに機械器具に関する発明及び実用新案の審査に関すること。(他部の所掌に係ることを除く。)

二 発明及び実用新案の審査に関する事務で審査第三部及び審査第四部の所掌に属しない事務に関すること。

(審査第三部の事務)

第四十三条 審査第三部において

は、鉱物の採取及び加工並びに無機材料、有機材料及び繊維に関する発明及び実用新案の審査に関する事務をつかさどる。

(審査第四部の事務)

第四十三条の二 審査第四部においては、電気、通信、測定及び日用品に関する発明及び実用新案の審査に関する事務をつかさどる。

十三 工業所有権に関し、外国と連絡すること。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十八条第一項の改正規定は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法(昭和二十四年法律第五百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二 委託に基づき、国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行に伴い必要を生じた工事又は国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事を行うこと。

第五条中「農業改良局」を「振興局」に改める。

第七条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

第八条第一項第五号中「農村工業」の下に「及び副業」を加え、同項中第十一号、第十三号及び第十四号を削り、第十二号を第十四号とし、第十号の次に次の三号を加える。

十一 農林省の所掌事務に係る地方行政及び税制に関する連絡調整を行うこと。

十二 農林畜水産業に関する災害対策につき連絡調整を行うこと。

十三 削除

第八条第一項第十六号中「に関する調整を図ること。」を「の指導監督を行うこと。(審判局の所掌に属することを除く。)」に改め、同条第二項中「第十号及び第十一号」と及び第十号」に改める。

第九条第一項第十四号を第十六号とし、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行に伴い必要を生じた工事又は国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事の受託及び受託に係る当該工事の実施に関すること。

十五 開拓及び土地改良事業に関する試験研究を企画し、並びに関係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整を行うこと。

第九条第四項中「第十三号」を「第十五号」に改める。

第十条の見出し及び第一項中「農業改良局」を「振興局」に改め、同項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 農山漁村の総合的な振興計画の樹立及び実施に関し、指導、助成及び連絡調整を行うこと。

第十条第一項第五号の二の次に次の四号を加える。

五の三 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第 号)に基づいて、都道府県の行う資金の貸付及び債務保証につき助成を行うこと。

五の四 農業者の海外移住に関し、その募集、選考及び教育並びに移住地の調査を行うこと。

五の五 農業用小水力発電施設の助成を行うこと。

五の六 農林省の所掌事務に係る国土の総合開発及び国土調査に関する事務の連絡調整を行うこと。

第十一条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 家畜取引に関すること。

第十一条第七号中「牧野」を「草地」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 畜産に関する試験研究を企画し、並びに関係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整及び畜産に関する技術の改良発達を図ること。

第十二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 乾酪及び生糸の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所の指導監督を行うこと。

第十六条、第十七条、第十九条及び第二十条を削り、第十八条を第二十条とし、第十五条を第十九条とし、第十四条を第十八条とし、第十三条中「第三十四条」を「第十三条及び第三十四条」に、「生糸検査所」を「生糸検査所、動物医薬品検査所」に改め、同条を第十七条とし、同条の前に次の五条を加える。

(農林水産技術会議)
第十三条 本省に農林水産技術会議(次条から第十六条の二までにおいて「会議」という)を置く。

第十四条 会議は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一 農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る試験研究の基本的な計画の企画及び立案に関すること。

二 農林省の試験研究機関の行う試験研究に関する事務の総合調整に関すること。

三 農林省の試験研究機関の行う試験研究の状況及び成果の調査に関すること。

四 農林省の試験研究機関の運営の指導に関すること。

五 都道府県その他の者の行う農林畜水産業又は農山漁家の生活に係る試験研究の助成に関すること。

六 農林省の試験研究機関の行う試験研究と農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る知識の普及交換の事務との連絡調整に関すること。

第十五条 会議は、会長及び委員六人をもつて組織する。

昭和三十一年五月十日 衆議院會議録第四十六号 通商産業省設置法の一部を改正する法律案外一案

2 会長及び委員は、農林畜水産業若しくは農山漁家の生活に係る試験研究に關し學識経験のある者又は農林省の職員のうちから、農林大臣が任命する。

3 会長及び委員の任期は、四年とする。

4 会長及び委員は、再任されることができる。

第十六条 會議の事務を処理させるため、會議に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置く。

第十六条の二 前四条に規定するものの外、會議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条第二項を次のように改める。

2 輸出品検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
小樽輸出品検査所	小樽市
東京輸出品検査所	東京都
静岡輸出品検査所	静岡市
神戸輸出品検査所	神戸市
門司輸出品検査所	門司市

第二十六條の次に次の一条を加える。

(動物医薬品検査所)

第二十六條の二 動物医薬品検査所

は、畜産業専用物品たる医薬品及び用具の検査を行う機関とする。

2 動物医薬品検査所は、東京都に置く。

3 動物医薬品検査所の内部組織については、農林省令で定める。

第三十三條第一項に次の一号を加える。

七 委託による草地の改良

第三十四條第一項の表の農業資材審議會の部中「農産種苗及び農業を、農産種苗、農業及び畜種」に改め、同表中

「酪農審議會」

酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十二号)により酪農振興に關する重要事項を調査審議すること。

酪農審議會 酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十二号)により酪農振興に關する重要事項を調査審議すること。

酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十二号)により酪農振興に關する重要事項を調査審議すること。

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第六十六号)によりその権限に屬せしめられた事項を行うこと。

農山漁村の総合的な振興計画の樹立及び実施に關する重要事項を調査審議すること。

農山漁村の統計的經濟調査における農林畜水産業用の固定資産の評價に關する重要事項を調査審議すること。

統計的調査資料に基づく農林畜水産業に關する予測事業に關する重要事項を調査審議すること。

第三十六條に次の一号を加える。

十 國營の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行に伴い、必要を生じた工事又は國營の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事の受託及び受託に係る当該工事の實施に關すること。

第五十六條第三項中「農業改良局長」を「振興局長」に改める。

第六十九條の次に次の一条を加える。

(附屬機關)

第六十九條の二 營林局の附屬機關として、病院及び診療所を置く。

2 病院及び診療所は、營林局及び營林署の職員が診療を行う機関とする。

3 病院及び診療所の名称及び位置は、農林省令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二の農林省の項中「農業改良局」を「振興局」に改める。

3 總理府設置法(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中積雪寒冷単作地帯振興対策審議會の項を削る。

4 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「總理府」を「農林省」に改める。

第十三條第一項及び第七項中「内閣總理大臣」を「農林大臣」に改める。

5 この法律の施行の際現に積雪寒冷単作地帯振興対策審議會の委員

又は専門委員である者は、前項の規定による改正後の積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法第十三條第一項又は第七項の規定により任命されたものとする。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔山本桑吉君登壇〕

○山本桑吉君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員會における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、通商産業省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。改正の第一は、発明及び実用新案の出願件数が著しく増加するのみならず、その内容が高度化して参りましたので、それが審査事務を適切かつ能率的に処理するため、特許庁の長官官房を廃止して、審査事務を担当する審査第三部及び審査第四部を新たに設けることとあります。第二は、他の行政機關との連絡その他立地条件等を考慮して、従来丸亀市に置かれていた四國通商産業局の位置を高松市に変更することとあります。第三は、最近における絹織物の検査數量の増大と技術指導の必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

七二八

所川俣支所を本所に昇格することであり
ります。第四は、工業用水道に関する
規定を設ける等、通商産業省の権限及
び所掌事務に関する規定の整備を行う
ことであります。

本案は、三月二十九日当委員会に付
託され、四月三日政府の提案理由の説
明を聴取し、五月九日質疑を終了し、
討論省略、採決の結果、全会一致を
もって原案の通り可決すべきものと決
した次第であります。

次に、農林省設置法の一部を改正す
る法律案について申し上げます。

本案は、農林水産行政の効率的な運
営をはかるため、農林省の機構を整備
しようとするものでありまして、その
改正の要点を申し上げますと、第一点
は、農山漁村の発展を強力に助成する
ため、農山漁村の総合的な振興事業を
推進する内部部局として新たに振興局
を設け、従来の農業改良局を廃止する
ことであります。

第二点は、本省の附属機関として新
たに農林水産技術会議を設置すること
であります。すなわち、農林畜水産業
及び農山漁家の生活にかかる試験研究
は、技術水準の高度化に伴い、複雑多
岐にわたり、各部門の間において共通

の問題が少なくない反面、多くの重複、
非効率の欠陥を免れない実情にかんが
み、これらの欠陥を是正し、その効率
的な運営を確保するため、各試験研究
機関の行う試験研究に関する事務の総
合調整及び指導を行う機関として、事
務局を有する農林水産技術会議を設け
ることあります。しかして、同会議
は会長及び委員六人をもって組織する
こととし、これらの委員は学識経験者
または農林省の職員のうちから農林大
臣が任命することとしておりますが、
その任期は四年となっております。

第三点は、各種の附属機関を設置す
ることあります。その一は、輸出品
検査所の能率的な運営をはかるため、
現在の支所の一部を本所に昇格し、東
京のほか、小樽、静岡、神戸及び門司
に輸出品検査所を設けることありま
す。その二は、動物専用医薬品の検査
を行うため動物医薬品検査所を設ける
ことあります。その三は、従来営林
局及び営林署の職員の診療を行う機関
として病院及び診療所が設けられてい
たが、今回、これを営林局の附属機関
として、設置法上に明確化すること
あります。その四は、審議会の設置で
あります。すなわち、農山漁村建設事

業の重要事項を審議するため、農山漁
村振興対策中央審議会を新たに設ける
とともに、総理府に設けられていた積
雪寒冷単作地帯振興対策審議会を今回
農林省に移管するほか、従来法律によ
らないで置かれていた農林漁業用固定
資産評価審議会及び農業観測審議会を
いすれも制度化すること等でありま
す。

本案は、三月二十九日当委員会に付
託され、四月三日政府の提案理由の説
明を聴取し、本日質疑を終了し、討論
省略、採決の結果、全会一致をもって
原案の通り可決すべきものと決した次
第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(益谷秀次君) 両案を一括して
採決いたします。両案は委員長報告の
通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よって、両案は委員長報告の
通り可決いたしました。

案を議題といたします。委員長の報告
を求めます。農林水産委員長村松久義
君。

農地開発機械公団法の一部を改正
する法律案
農地開発機械公団法の一部を改
正する法律
農地開発機械公団法(昭和三十年
法律第四十二号)の一部を次のよ
うに改正する。

第一条中「農地の造成及び改良の
事業の効率化」を「農業経営の合理化
と農業生産力の発展」に、「運用を行
うこと」を「運用を行い、あわせて輸
入に係る乳牛を地方公共団体に売り
渡すこと」に改める。

第十八条第三号中「前二号」を「前
三号」に改め、同号を同条第四号と
し、同条第二号の次に次の一号を加
える。
三 地方公共団体に対し、輸入に
係る乳牛の売渡を行うこと。
第十八条に次の一項を加える。

二 公団は、前項に掲げる業務のほ
か、その保有に係る同項第一号の
機械及び器具の効果的な運用を図
るため必要があるときは、同項第
一号及び第二号の業務の円滑な運

営に支障のない限り、当該機械及
び器具を、農地の造成又は改良の
事業以外の事業で当該機械及び器
具を使用することを相当と認めて
農林大臣が指定したものをを行う者
に貸し付け、又はその者からの委
託を受けて当該指定に係る事業を
行うことができる。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

〔報告書は会議録追録に掲載〕
○村松久義君 ただいま議題となりま
した、内閣提出、農地開発機械公団法
の一部を改正する法律案につき、農林
水産委員会における審議の経過並びに
結果の概要につきまして御報告申し上
げます。

農地開発機械公団は、昨年八月制定
を見ました農地開発機械公団法に基き
まして、農地の造成及び改良の事業の
効率化に資するために、世界銀行等か
ら資金の融通を受け、高効率の機械等
を保有し、これを国、地方公共団体、
その他これらの事業を行う者に貸し付
けること、またはこれらの事業者の委
託を受けてみずから事業を行うこと等

日程第三 農地開発機械公団法の
一部を改正する法律案(内閣提
出)
○議長(益谷秀次君) 日程第三、農地
開発機械公団法の一部を改正する法律

官報(号外)

の目的を持って設立されたのであります。この目的を達成するために、公団は今日まで青森県上北地区、北海道根釧地区及び樺津地区において行い機械開墾または土地改良のための機械の導入及び機械開墾地区に導入する乳牛の輸入に必要な世銀借款の交流に当って参つたのであります。政府はさらにこの機会において本改正法案を提出して、公団業務の範囲を拡張し、公団として乳牛の輸入の業務を行わしめ、機械開墾地区、開拓地その他の集約陸田地区に対し、地方公共団体を通じて、これらの乳牛を導入することができることとし、また、公団の保有する機械等を、本来の業務の円滑なる運営に支障のない限りにおいて、他の事業に使用することができることとし、もつて公団業務の健全な運営をはかろうといふのであります。

本案は、去る二月二十日に委員会に付託せられ、翌二十一日提案理由の説明が行われているのであります。委員がその審議に入りましたのは四月十九日以降でありまして、数回にわたつて、公団運営の実態、ジャージー種乳牛の導入業務の利害得失、問題点等に関し、微に入り細にわたつて検討が行われ、その間、公団側より理事長成

田努君、理事土屋四郎君、和田栄太郎君等を招致して参考意見を聴取いたしましたのであります。

昨日、よりやくにして全部の質疑が終了し、採決の結果、本案は全会一致をもつてこれに附帯決議を付して政府原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

附帯決議は、公団の運営についての刷新、乳牛導入価格の低減、農家に対する貸付条件の緩和等を内容とするものであります。政府を代表し、大石政務次官より、附帯決議の各項目について、その実現に全力をあげて努力することの答弁があつたのであります。以上をもつて御報告を終わります。

(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長の報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(益谷秀次君) 本日これにて散会いたします。

午後一時二十一分散会

出席國務大臣

通商産業大臣 石橋 湛山君

運輸大臣 吉野 信次君

出席政府委員

農林政務次官 大石 武一君

中央氣象台長 和達 清夫君

朗読を省略した報告

一、去る八日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

公共企業体職員等共済組合法

一、去る八日本院は衆議院議員愛知縣一君、同受田新吉君、同大平正芳君、

同藤枝泉介君、同古屋貞雄君、参議院議員遠藤柳作君、同小西英雄君、

同田畑金光君及び同竹下豊次君が在外財産問題審議会委員に就くことができることと議決した旨内閣に通知した。

一、去る八日内閣から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定による報告書を受領した。

一、去る八日内閣を經由して土地調整委員会委員長代理諸橋襄君から、土地調整委員会設置法第十九条の規定に基き昭和三十年度土地調整委員会年次報告書を受領した。

一、昨九日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地方交付税法の一部を改正する法律

地方財政法等の一部を改正する法律

地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律

土地収用法の一部を改正する法律

日本国有鉄道法の一部を改正する法律

一、昨九日芥川参議院事務総長から鈴木事務総長宛、次の通り副議長を選挙した旨の通知書を受領した。

副議長 寺尾 豊君

一、去る八日農林水産委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 白濱 仁吉君(理事白濱仁吉君去る四月三十日委員

辞任につきその補欠)

理事 芳賀 貢君(理事芳賀貢君去る四月二十七日委員

辞任につきその補欠)

理事 芳賀 貢君(理事芳賀貢君去る四月二十七日委員

辞任につきその補欠)

内閣委員

辻 政信君 福井 順一君

山本 正一君 森島 守人君

大村 清一君 片山 哲君

地方行政委員

法務委員

木原津與志君 坂本 泰良君

細田 綱吉君

外務委員

福永 一臣君 渡邊 良夫君

勝間田清一君 中山 榮一君

早稲田柳右衛門君

大蔵委員

中山 榮一君 風見 章君

横山 利秋君 渡邊 良夫君

社会労働委員

三宅 正一君 柳田 秀一君

農林水産委員

加藤常太郎君 中村 時雄君

運輸委員

早稲田柳右衛門君 福永 一臣君

通信委員

井出一太郎君 大村 清一君

芳賀 貢君 福井 順一君

決算委員

松村 謙三君 山田 長司君

一、去る八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

松村 謙三君 大村 清一君

権名 隆君 細田 綱吉君

福井 順一君

地方行政委員

坂本 泰良君

法務委員

風見 章君 片山 哲君
勝岡田清一君

外務委員

早稲田柳右衛門君 中山 榮一君
森島 守人君 渡邊 良夫君
福永 一臣君

大蔵委員

渡邊 良夫君 木原津與志君
柳田 秀一君 中山 榮一君

社会労働委員

森本 靖君 横山 利秋君
農林水産委員 井出 一太郎君 芳賀 貢君

運輸委員

福永 一臣君 早稲田柳右衛門君
通信委員 三宅 正一君

予算委員

加藤常太郎君 福井 順一君
中村 時雄君 大村 清一君

決算委員

辻 政信君 佐竹 新市君
一、昨九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

林 唯義君 松村 謙三君
山本 勝市君

法務委員

戸塚九一郎君 横井 太郎君

法務委員

風見 章君 片山 哲君
勝岡田清一君 古屋 貞雄君
松田竹千代君 戸叶 里子君
福田 昌子君

外務委員

江崎 貞澄君 福永 一臣君
松田竹千代君 大西 正道君
田中 稔男君 戸叶 里子君
福田 昌子君 和田 博雄君
坊 秀男君 松岡 松平君
横井 太郎君 風見 章君
古屋 貞雄君

大蔵委員

坊 秀男君 有馬 輝武君
横井 重吉君 福永 一臣君
社会労働委員 山口シヅエ君
農林水産委員 井出 一太郎君
商工委員 山本 勝市君 田中 武夫君
林 唯義君

運輸委員

眞鍋 儀十君
予算委員 加藤常太郎君
決算委員 辻 政信君
懲罰委員 細迫 兼光君
一、昨九日議長において、次の通り常任委員の補充を指名した。

内閣委員

山本 勝市君 辻 政信君
林 唯義君

法務委員

眞鍋 儀十君 松田竹千代君
福田 昌子君 松尾トシ子君
山口シヅエ君 戸叶 里子君
横井 太郎君 古屋 貞雄君
風見 章君

外務委員

松岡 松平君 坊 秀男君
横井 太郎君 横井 重吉君
田中 武夫君 古屋 貞雄君
風見 章君 有馬 輝武君
福永 一臣君 江崎 貞澄君
松田竹千代君 福田 昌子君
戸叶 里子君

大蔵委員

福永 一臣君 和田 博雄君
大西 正道君 坊 秀男君
社会労働委員 勝岡田清一君
農林水産委員 加藤常太郎君
商工委員 山本 勝市君 田中 稔男君
林 唯義君

運輸委員

戸塚九一郎君
予算委員 井出 一太郎君
決算委員 松村 謙三君
片山 哲君
懲罰委員
一、去る八日委員会に付託された議案は次の通りである。

法務委員

眞鍋 儀十君 松田竹千代君
福田 昌子君 松尾トシ子君
山口シヅエ君 戸叶 里子君
横井 太郎君 古屋 貞雄君
風見 章君

外務委員

松岡 松平君 坊 秀男君
横井 太郎君 横井 重吉君
田中 武夫君 古屋 貞雄君
風見 章君 有馬 輝武君
福永 一臣君 江崎 貞澄君
松田竹千代君 福田 昌子君
戸叶 里子君

大蔵委員

福永 一臣君 和田 博雄君
大西 正道君 坊 秀男君
社会労働委員 勝岡田清一君
農林水産委員 加藤常太郎君
商工委員 山本 勝市君 田中 稔男君
林 唯義君

運輸委員

戸塚九一郎君
予算委員 井出 一太郎君
決算委員 松村 謙三君
片山 哲君
懲罰委員
一、去る八日委員会に付託された議案は次の通りである。

内閣委員

山本 勝市君 辻 政信君
林 唯義君

法務委員

眞鍋 儀十君 松田竹千代君
福田 昌子君 松尾トシ子君
山口シヅエ君 戸叶 里子君
横井 太郎君 古屋 貞雄君
風見 章君

外務委員

松岡 松平君 坊 秀男君
横井 太郎君 横井 重吉君
田中 武夫君 古屋 貞雄君
風見 章君 有馬 輝武君
福永 一臣君 江崎 貞澄君
松田竹千代君 福田 昌子君
戸叶 里子君

大蔵委員

福永 一臣君 和田 博雄君
大西 正道君 坊 秀男君
社会労働委員 勝岡田清一君
農林水産委員 加藤常太郎君
商工委員 山本 勝市君 田中 稔男君
林 唯義君

運輸委員

戸塚九一郎君
予算委員 井出 一太郎君
決算委員 松村 謙三君
片山 哲君
懲罰委員
一、去る八日委員会に付託された議案は次の通りである。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六七号)

内閣委員会 付託

充春防止法案(内閣提出第一七一号)

法務委員会 付託

北海道開発庁設置法案(内閣提出第一六八号)

国土総合開発特別委員会 付託

一、去る八日参議院に送付した条約は次の通りである。

千九百五十五年五月三十一日に東京で署名された農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三条を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、去る八日参議院に送付した内閣提案は次の通りである。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

一、去る八日参議院送付の次の同院提案を可決した旨参議院に通知した。

公共企業体職員等共済組合法案

一、昨九日議員から提出した議案は次の通りである。

教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受け

る公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律の一部を改正する法律案(坂田道太君外四名提出)

美奈節法案(長谷川保君外一名提出)

一、昨九日参議院において、次の内閣提案を可決した旨の通知書を受領した。

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方財政法等の一部を改正する法律案

地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案

土地収用法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

昭和三十一年五月十日 衆議院会議録第四十六号 議長報告

昭和三十一年五月十日 衆議院會議錄第四十六号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一紙

十五円

郵政省

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三―三三官報課